

(別表) 年金払い退職給付

1. 退職年金決定

(区分欄の○印は必須、△印は該当するときに提出)

区分	提出書類	提出対象者	注意事項
○	(1)退職年金決定請求書	・全請求者	
○	(2)預貯金通帳の写し	・全請求者	・金融機関又はゆうちょ銀行の証明印がある場合には、提出不要 ・既に手続きされた（又は併せて行った）老齢年金請求書等に添付した場合は省略可
○	(3)世帯全員の住民票	・全請求者	・既に手続きされた（又は併せて行った）老齢年金請求書等に添付した場合は省略可
△	(4)年金受給選択申出書（公務員共済用）	・併給できない他の年金払い退職給付又は経過的職域加算額の受給権を有している場合	

※ 詳しくは、請求書に同封される案内を参照のこと。

2. 公務障害年金

(区分欄の○印は必須、△印は該当するとき提出)

区分	提出書類	提出対象者	注意事項
○	(1)公務障害年金決定請求書	・全請求者	
○	(2) 初診日を明らかにする書類（診断書、病歴・就労状況等申立書、受診状況等証明書等）	・全請求者	・ 障害厚生年金等の請求に添付した場合には省略可
△	(3) 併せて受給する他の年金に係る年金証書の写し	・ 公務障害年金が最低保障額により決定されている場合	
△	(4) 地方公務員災害補償法等の証明書	・ 地方公務員災害補償法等による傷病補償年金又は障害補償年金を受けることができる場合	
○	(5)預貯金通帳の写し	・全請求者	・ 金融機関又はゆうちょ銀行の証明印がある場合には、提出不要 ・ 障害厚生年金等の請求に添付した場合には省略可
○	(6)世帯全員の住民票	・全請求者	・ 障害厚生年金等の請求に添付した場合には省略可
△	(7)年金受給選択申出書（公務員共済用）	・ 併給できない他の年金払い退職給付又は経過的職域加算額の受給権を有している場合	

※ 詳しくは、請求書に同封される案内を参照のこと。

3. 公務遺族年金

(区分欄の○印は必須、△印は該当するとき提出)

区分	提出書類	提出対象者	注意事項
○	(1)公務遺族年金決定請求書	・全請求者	
○	(2)死亡診断書（その写しを含む。）又は死亡診断書（死体検案書）の記載事項証明書	・全請求者	・遺族厚生年金等の請求に添付した場合は省略可
○	(3)請求者と死亡した組合員又は組合員であった者との身分関係を明らかにする戸籍（除籍）謄本	・全請求者	・遺族厚生年金等の請求に添付した場合は省略可
○	(4)世帯全員の住民票（死亡した組合員等の除票を含む。）及び請求者の所得証明書	・全請求者	・請求者と死亡した組合員又は組合員であった者が生計を維持していたことを証するもの ・遺族厚生年金等の請求に添付した場合は省略可
△	(5)事実上婚姻関係と同様の事情であった事実を証する書類	・請求者と死亡した組合員又は組合員であった者と事実上婚姻関係と同様の事情であった場合	・遺族厚生年金等の請求に添付した場合は省略可
△	(6)死亡した組合員又は組合員であった者の診断書	・退職後に、組合員であった間に初診日がある公務傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡した場合	
△	(7) 地方公務員災害補償法等の証明書	・地方公務員災害補償法による遺族補償年金若しくは遺族補償一時金を受けることができる場合	
○	(8)預貯金通帳の写し	・全請求者	・金融機関又はゆうちょ銀行の証明印がある場合には、提出不要 ・遺族厚生年金等の請求に添付した場合は省略可
△	(9)年金受給選択申出書（公務員共済用）	・併給できない他の年金払い退職給付又は経過的職域加算額の受給権を有している場合	

※ 詳しくは、請求書に同封される案内を参照のこと。

4. 遺族一時金

(区分欄の○印は必須、△印は該当するとき提出)

区分	提出書類	提出対象者	注意事項
○	(1)遺族一時金決定請求書	・ 全請求者	
○	(2)死亡診断書（その写しを含む。）又は死亡診断書（死体検案書）の記載事項証明書	・ 全請求者	・ 遺族厚生年金等の請求に添付した場合は省略可
○	(3)請求者と死亡した組合員又は組合員であった者との身分関係を明らかにする戸籍（除籍）謄本	・ 全請求者	・ 遺族厚生年金等の請求に添付した場合は省略可
○	(4)世帯全員の住民票（死亡した組合員等の除票を含む。）及び請求者の所得証明書	・ 全請求者	・ 請求者と死亡した組合員又は組合員であった者が生計を維持していたことを証するもの ・ 遺族厚生年金等の請求に添付した場合は省略可
△	(5)事実上婚姻関係と同様の事情であった事実を証する書類	・ 請求者と死亡した組合員又は組合員であった者と事実上婚姻関係と同様の事情であった場合	・ 遺族厚生年金等の請求に添付した場合は省略可
△	(6)診断書	・ 請求者が障害等級の1級又は2級の障害の状態にあるとき。	
○	(7)預貯金通帳の写し	・ 全請求者	・ 金融機関又はゆうちょ銀行の証明印がある場合には、提出不要 ・ 遺族厚生年金等の請求に添付した場合は省略可
△	(8)年金受給選択申出書（公務員共済用）	・ 併給できない他の年金払い退職給付又は経過的職域加算額の受給権を有している場合	

※ 詳しくは、請求書に同封される案内を参照のこと。